鹿児島県道路公社における 総合評価落札方式(試行)のガイドライン (一般土木・橋梁上部工)

令和7年6月 鹿児島県道路公社

【目 次】

1 総合評価方式の概要 •••••• 1-1 背景と方策 1-2 効果	1
1-3 評価方式の選択	
2 実施手順 ····································	
3 特別簡易型における審査・評価 3-1 技術資料の提出要請 3-2 自己採点方式による技術 (以下、「技術資料等」という 3-3 評価項目、加算点及び評価 3-4 自己採点表の審査方法	う。)の提出要請
4 総合評価による落札者の決定 4-1 評価値の算出方法 4-2 加算点の設定	17
5 その他の留意事項 ************************************	••••••• 17
平成30年 9月 7日 第 令月24日 9月 7日 6月24日 6月15日 6月15日 6月17日 6日 6日 6年 7月31日 6年 7月24日 7日	版 1回改訂 2回改訂 3回改訂 5回改訂 5回改訂 7回改訂

総合評価方式ガイドライン

1 総合評価落札方式の概要

1-1 背景と方策

公共工事においては、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、低価格による入札が増加するとともに、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による工事の品質低下の懸念が顕著となっている。

こうしたことから、公共工事の品質確保を図るためには、経済性に配慮しつつ価格以外の要素(技術力)も考慮して、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。

総合評価方式は、落札者の決定において、価格に加えて技術力の優劣等を総合的に評価 し、価格と技術力の両面から最も優れた者を落札者とする方式である。

1-2 効果

- ① ペーパーカンパニー等の不良・不適格業者が排除され、技術と経営に優れた企業が伸びることのできる環境が整備される。
- ② 施工不良の未然防止,工事目的物の性能が向上することによる長寿命化,工期短縮等の施工の効率化等による総合的なコストの縮減が図られる。
- ③ 価格以外の要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境整備が期待される。

1-3 評価方式の選択

①従来の発注方式

標準的な設計、施工方法に基づき最も低い「価格」を提案したものを落札者とする方式

②総合評価方式

価格及び価格以外の技術的な要素を評価の対象とし、価格と技術の両面から最も優れた者を落札者とする方式

なお、工事の特性等に応じて、特別簡易型、簡易型、標準型のいずれかの方式を選 択する。

【特別簡易型】

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において, 簡易な施工計画を要件とせず, 表彰実績や工事成績等を評価する方式

【簡易型】

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、特定のテーマに関する簡易な施工計画のほか、表彰実績等を評価する方式

【標準型】

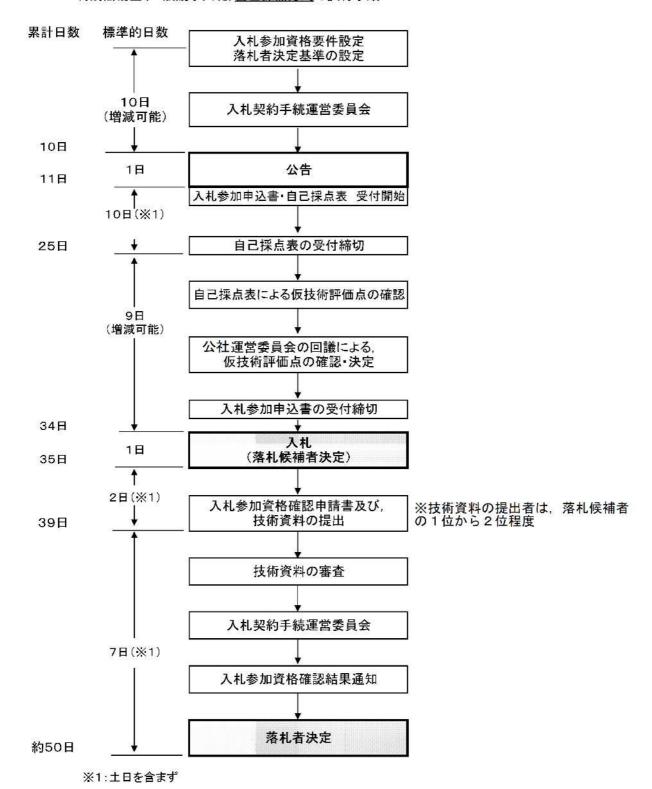
技術的な工夫の余地が大きい工事において,施工上の工夫等の技術提案や施工計画, 表彰実績等を評価する方式

2 実施の手順

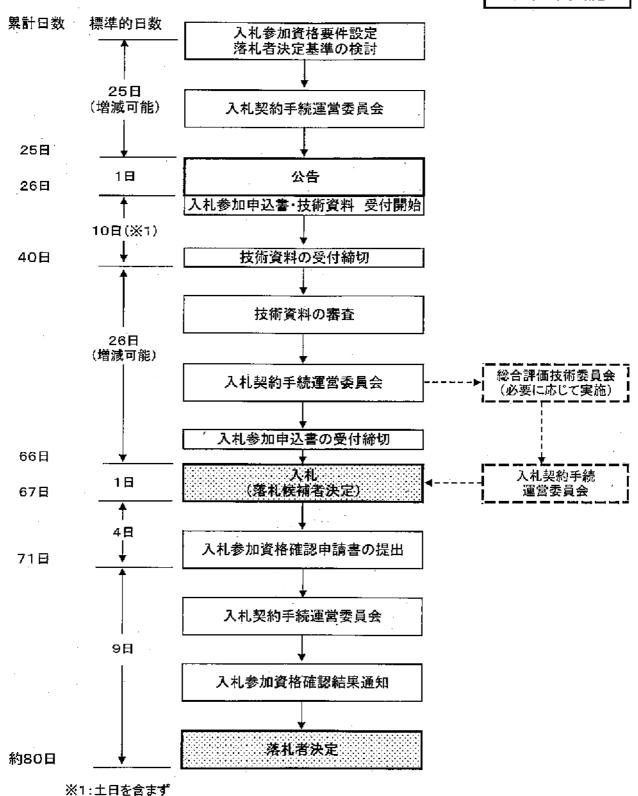
実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。 なお,落札決定基準の検討や技術資料の審査期間については,適宜日数を増減できる。

2-1 特別簡易型(一般競争入札)の試行手順

特別簡易型(一般競争入札)自己採点方式の試行手順



-2-



- 3 特別簡易型における審査・評価
 - 3-1 技術資料の提出要請

指名競争入札及び一般競争入札において,技術資料の提出を指名通知又は公告等により要請するにあたり明示すべき事項は以下のとおりとする。

- ①総合評価方式による入札であること。
- ②技術資料の内容及び提出期限
 - 技術資料の作成
 - •技術資料及び作成要領等の配付場所等
 - ・評価項目の工種について
 - •技術資料の提出(方法・部数・受付期間・受付時間・受付場所)
- ③決定者基準に関する事項
 - 評価項目及び評価基準
 - 評価値の算出方法
- ④総合評価方式入札結果に対する疑義照会に関する事項
- ⑤評価内容の担保に関する事項
- ⑥その他総合評価方式に関する事項
- •入札無効
- 落札者の決定
- 3-2 自己採点方式による技術資料及び自己採点表(以下,「技術資料等」という。)の提出要請 自己採点方式により入札を行おうとするときは,技術資料等の提出を指名通知又は公告等に より要請するにあたり明示すべき事項は以下のとおりとする。
 - ①総合評価方式による入札であること。
 - ②自己採点方式を適用する入札であること。
 - ③技術資料等の内容及び提出期限
 - 自己採点表の作成
 - 技術資料の作成
 - 技術資料等及び作成要領等の配布場所等
 - -評価項目の工種について
 - ・技術資料等の提出(方法・部数・受付期間・受付時間・受付場所)
 - ④決定者基準に関する事項
 - 評価項目及び評価基準
 - 評価値の算出方法
 - ⑤総合評価方式入札結果に対する疑義照会に関する事項

⑥評価内容の担保に関する事項

⑦その他総合評価方式に関する事項

- 入札無効
- ・落札者の決定

3-3 評価項目,加算点及び評価基準

配置予定技術者が1人に特定できない場合、資格等の案件を満たす複数の候補者を配置予定 技術者とすることができる。

その場合、審査については各候補者のうち評価が最も低い者で評価する。

3-4 自己採点表の審査方法

落札者を決定するために、鹿児島県道路公社が指定した者から提出された技術評価点の自己採点(仮技術評価点)について、鹿児島県道路公社は、当該者から提出された技術資料を基に審査を行う。

審査の際、自己採点表に誤りがあった場合は、鹿児島県道路公社は次のとおり修正を行うものとする。

- 自己採点が過大評価となっていた場合は、正しい評価に下方修正する。
- 自己採点が過小評価となっていた場合は、修正は行わない。
- * 審査・修正は, 各評価項目毎に行う。

別表

◇一般土木工事(6千万円以上 1億3千万円未満)

<u> 別表</u>						◇一般土木工事(6千万円以上 1億3千万円未満)				
		評価項目及び加算点				評価基準				
	過去1	0年間における国(九州内)又は県の表彰実績				平成27年度から令和7年度において、単独の元請又は共同企業体の構成 員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環				
	※当該	家案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。				境林務部)優良工事考表彰実施要領に基づき、優良工事表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた企業であるか。				
	〇表彰	(実績あり	(0.5	点)	ただし、入札公告日までに優良工事表彰を受けているものに限る。(表彰法				
	○表彰	/実績なし	,	0.0	년 /	定通知等含む〉				
		年間における国、県、鹿児島県道路公社の同種エ				│ │ 令和2年度から令和6年度までに完成検査を受けた下記①~④のいずれ				
	施工実		-	0))K	r 3	かの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、県内における同種工事の施工実績を有するか。				
	〇実統	責あり	(0.5	点)	①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事				
	〇実紀	***	,	0.0	点)	③国土交通省九州地方整備局発注工事				
	U X *	貝なし	(0.0						
		年間の土木一式工事の工事成績の平均点				令和4年1月1日から令和6年12月31日までに完成した下記 ①~③ の 土木一式工事において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工				
		点以上				事成績平均点は何点か。 ※算出式				
i		点以上83点未満 ■成績の平均点ー78)×2. 9/5+0. 1	(2.9	点)	① 2の工事成績平均点+③の工事成績平均点) 1/2=○○ (ただし、③の工事成績がない場合は0,2の工事成績の平均点とする) ① 鹿児島県の土木部発注工事、(建築課所管発注工事を除く)				
		小数点以下第2位を切り捨て		~0.1		② 毘児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事				
		点未満	(0.0	点)					
		項審査における経営状況	,	0.00	.	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項 審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けているとい場合は、方法の経営事項審査として20種より20世紀は10世紀より				
		0点以上 0点以上900点未満		0.30		ない場合は、直近の経営事項審査)によるY評点(経営状況)は何点か。				
		0点以上800点未満		0.20						
	O 60	0点以上700点未満	(0.15	点)					
	-	0点以上600点未満		0.10						
		0点未満 『項審査における技術力	(0.00	点)	│ │ 令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項				
		00点以上	(n 2n	占)	審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ1点(技術職員の数の点数)は何				
		00点以上1100点未満		0.15		点か。				
企業の 施工		0点以上1000点未満		0.10						
能力		0点未満	(0.00	点)	当該年度受注工事量は、令和7年4月1日入札公告開始分から当該				
6. 5点	受注工	-	,	1.0	- - \	日本学校会社工学をは、1971年 12人114日 13日 13日				
		-一文//		1.0 0.5	点)	万円~3億円の土木一式工事(海上、PC工事除く)を対象とする。				
		==受注工事量	(0.0	点)					
		==受注工事量		-0.5						
	〇 4件	-≦受注工事量 (1)ワーク・ライフ・バランスの取組み	(-1.0	点)	│ │ ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。				
		① ア又はイである。	(0.4	点)	ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。				
		ア えるぼし又はくるみんの認定企業								
		イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業 主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性								
	1	活躍推進宣言登録企業								
	<u> </u>	② ウ又はエである。ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業	(0.2	点)					
	2	主行動計画策定 届出企業								
	<u> </u>	工 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外	,	0.0	∸ \					
	3 <i>◯</i>	(2)過去2年間におけるICT活用工事の県内施工実統		0.0	.πt /	令和5年度から令和7年度に、完成検査を受けた下記①~②のいず れかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、ICT				
	$\overline{}$	•ICT全面活用施工実績		0.4	占~	活用工事の県内施工実績を有するか。				
	4					ACCO, MINISTER OF CITAL MINISTER CO.				
	の	•ICT部分活用施工実績	Ċ	0.2		②鹿児島県道路公社の発注工事				
	合 計	・実績なし		0.0	点)	当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用するか。				
	上 限	(3) 当該工事における建設キャリアアップシステムの ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工				・元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。				
	PIX	事での建設キャリアアップシステムの運用	(0.4	点)	・元請者が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。				
		・建設キャリアアップシステムへの登録		0.2						
		・活用なし (4)当該工事における登録基幹技能者の活用	(0.0	点)	当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。				
	1.0点		(0.2	点)	当該工事において、元請者または下請者が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。				
		•活用なし	(0.0	点)	立列在+TIA形はでは出て、例が、。				
			_							

別表

◇一般土木工事(6千万円以上 1億3千万円未満)

				過去10年間における国(九州内)又は	県の	表彰	実績	民亡し、日工人巡日九川心力走喘尚九江工事、不永、工小时 辰以时 从
			表彰	※当該案件の入札公告日までに表彰を受け	ナたも	のも含	む。	境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき,優秀技術者表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた技術者であるか。
			実の績	〇 現在の会社での表彰実績あり	(0.5	点)	ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等 含む)
	-		ع .	〇 上記以外での表彰実績あり	(0.3	点)	
			5担	〇 実績なし	(0.0	点)	
	1	(1)	を手上育					配置予定技術者が次の①~③又は②~④の条件をすべて満たす場合,上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。
	ま た			担い手育成加算				① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和2年4月1日以降に県土木部(商工労働水産部漁港漁場課をむ)又
	は		と加	〇配置予定技術者(40歳未満)または女性技術	者(0.3	点)	
	2		るの 合	〇配置予定技術者(40歳以上45歳未満	萄)(0.2	点)	W-854484545555455
配置) Ø		計は	○加算なし	(0.0	点)	
技術者の	どち		الم					なお、表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0.5点を上限とする。
能力	らか							配置予定技術者において、鹿児島県の土木部(建築課所管発注工事を除く)
1. 5点	か を 選		配置予	定技術者の工事成績評定最高点				または、商工労働水産部漁港漁場課所管、鹿児島県道路公社が発注した一般 競争入札の土木一式工事(以下、「対象工事」という。)での工事成績評定
	選択							最高点が、次の①~③のいづれかの条件を満たす場合に評価点を加える。 ただし、配置予定技術者が対象工事で主任技術者、監理技術者、監理技
		(2)	〇 現在	生の会社での工事成績あり	(0.3	点)	術者補佐又は、現場代理人である場合に限る。また、現場代理人である場合 は対象工事に従事した時点で、1級施工管理技士または2級施工管理技士
		(2)	O F	記以外での工事成績あり	(0.1	占)	の資格を保有している場合に限る。
			<u> </u>	B 5077 C 47 7-7501 X 657 7	•	•	7111 7	①令和3年度の工事で84点以上(令和4年度表彰対象評価点) ②令和4年度の工事で84点以上(令和5年度表彰対象評価点)
			〇該	当なし	(0.0	点)	③令和5年度の工事で84点以上(令和6年度表彰対象評価点) ※年度は完成検査を行った年度である。
	前年度	のCPI	L DS(1船					 1級土木施工管理技士の資格保有者について、令和6年度に(一社) 全国
		得状污	7					土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)で取得した単位数が どの程度か。
	〇推生				(点)	 •推奨単位数:20ユニット
	推りなし				(0.5	点)	
		<u>´</u> fの有無	<u> </u>			0.0		 左記箇所に営業所を有するか。
	O I	事箇所の		する市町村内に主たる営業所(2年以.	Ŀ,	1.0	 \	
	設置)は		n =r +	+ 7 + 〒 + + 中 一		1.0	点)	
地域	上)あり)		する市町村内に営業所(従業員10名)	(8.0	点)	
貢献度	〇工事 上設置	ーハー・・ ○丁事筒所の所在する振興局管内に主たる営業所(2年以					点)	
1. 0点	〇工事	箇所の	所在す	- る振興局管内に営業所(従業員10名	3 (0.3	点)	
	以上)				•			
A =1	〇上記	心以外			(0.0		
合計						9.0	点	

別表

◇一般土木工事(1億3千万円以上 3億円未満)

別衣						◇一般土木工事(1億3十万円以上 3億円未満		
		評価項目及び加算点				評価基準		
	過去1	O年間における国(九州内)又は県の表彰実績				平成27年度から令和7年度において、単独の元請又は共同企業体の構成		
						員として, 国土交通省九州地方整備局発注工事, 本県(土木部・農政部・環 境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき, 優良工事表彰(建築課所管		
		核案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。				発注工事を除く)を受けた企業であるか。 ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等		
	〇表章	ジ実績あり こうしゅうしゅう	(0.5	点)	含む)		
	〇表彰	/実績なし	(0.0	点)			
İ	過去	5年間における国、県、鹿児島県道路公社の同種工事	の	県内		令和2年度から令和6年度までに完成検査を受けた下記。1)~(4)のいずれ		
	施工					かの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、県内にお ける同種工事の施工実績を有するか。		
	〇 2件	‡以上の実績あり	(0.5	点)	①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く)		
	〇 1件	‡の実績あり	(0.3	点)	②唐児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 ③国土交通省九州地方整備局発注工事		
	〇実	漬なし	(0.0	点)	④ 鹿児島県道路公社発注工事		
Ì	過去3	年間の土木一式工事の工事成績の平均点				令和4年1月1日から令和6年12月31日までに完成した下記 ①~③ の		
			,			土木一式工事において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工事或領平均点は何点が。		
		点以上	(3.0	点)	※鼻出 1		
		点以上83点未満	,	2.9	上)	(1)、(2)の工事成績平均点+(3)の工事成績平均点) 1/2=〇〇		
		事成績の平均点−78)×2.9∕5+0.1 小数点以下第2位を切り捨て	(2.9 ~0.1	从)	①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く)		
		点未満	(0.0	占)	①鹿児烏県の土木部発注工事(建変課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 ③鹿児島県道路公社発注工事		
ŀ		ボスル 写項審査における経営状況		0.0	AN /	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項		
			,		L \	審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けてい		
	-	0点以上				ない場合は, 直近の経営事項審査)によるY評点(経営状況)は何点か。		
		IO点以上900点未満 IO点以上800点未満		0.25				
		10点以上800点未凋 10点以上700点未満		0.20 0.15				
		0点以上600点未淌		0.10				
	-	0点未満		0.00				
		□ 原本本における技術力		0.00	<i>m</i> /	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項		
			,	0.00	. = \	審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ1点(技術職員の数の点数)は何		
		00点以上				ない場合は、但近の栓呂争項番金川による21点(技術職員の数の点数)は16 点か。		
		IOO点以上1100点未満 IO点以上1000点未満		0.15 0.10				
				0.00				
		0点未満				当該年度受注工事量は、令和7年4月1日入札公告開始分から当該		
	受注エ	工事 量				入札公告家件の開札目前日までに落札候補者又は落札決定された工事 件数で、鹿児馬県道路公社発注工事のうち、総合評価方式対象の6千 万円~3億円の土木一式工事(海上、PC工事除く)を対象とする。		
		‡=受注工事量	(1.0	点)	什級で、鹿児馬県道崎公社先注エキのうち、総合評価方式対象の6十 万円~3億円の土木一式工事(海上、PC工事除く)を対象とする。		
		‡=受注工事量	(0.5	点)	980/1000.01 W0 0.7996.01 K0 050 0 4 400		
		‡=受注工事量	(0.0	点)			
		丰=受注工事量		-0.5				
	〇 4件	‡≦受注工事量	(-1.0	点)	△10.5 4.8 4.8 4.8 4.8 4.8 4.8 4.8 4.8 4.8 4.8		
企業の	過去5	年間における新規学卒者の雇用				令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者 (※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。		
施工	過去5	年間において, 新規学卒者(※1)を採用し, 現在(※2)まで継続	続し	て雇	用	(ツハギ担党充金には、民教党所の党技/党技教を決し党は7市党技・寛		
能力 7.5点	〇実紀	漬あり	(0.5	点)	(※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校(学校教育法に定める中学校、高 校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基立 公共職業能力開発施設)を平成31年4月1日から令和7年3月31 日までに卒業した者をいう。 なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和 2年4月に採用したものとみなす。		
						(※2)現在とは、入札の公告前日を指す。		
	〇実	漬なし	(0.0	点)	県内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。		
	(空宝)	ち雇用. 高年齢者雇用. 又は鹿児島県協力雇用主会等に登	수크			①身体障害者,知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用している		
	译音 在	自権用、同平即有権用、人は成冗局宗励力権用土云寺に立	业水			か。(法定雇用義務がある場合は法定雇用率以上雇用)		
	① 前:	年度までに障害者を雇用している。				②60歳以上の高年齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。		
						③入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島		
	_	年度までに高年齢者を雇用している。				県就労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。		
	③ 鹿.	児島県協力雇用主会等に登録している。						
	O 上i	記項目のうち、2つ以上の実績あり	(0.5	点)			
	O ±	記項目のうち、いずれかの実績あり	(0.3	点)			
	〇実	績なし	,		ь.			
	_		(0.0	息)			
- 1		(1)ワーク・ライフ・バランスの取組み	(0.0	点)	ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。		
		(1)ワーク・ライフ・バランスの取組み ① ア又はイである。		0.0		ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。		
	_	① ア又はイである。 ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画						
	<u></u>	① ア又はイである。 ア えるぼし又はくるみんの認定企業						
	(1)	① ア又はイである。 ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画	(片)			
	~	① ア又はイである。 ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。 ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画	(0.4	片)			
	○ 2	 ① ア又はイである。 ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。 ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 	(0.4	片)			
	○ 2 ○	① ア又はイである。 ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。 ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業	(0.4	点)			
	○ 2	① ア又はイである。 ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。 ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外	(0.4	点)	ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。		
	2	① ア又はイである。 ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。 ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業	(0.4	点)	ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。 今和5年度から令和7年度に、完成検査を受けた下記①~② のいずもかのでました。 単独の元誌では世界の書様の様式		
	2) (3	① ア又はイである。 ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。 ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外	(0.4	点)	ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。		
) (2) (3)	① ア又はイである。 ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。 ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外 (2)過去2年間におけるICT活用工事の県内施工実績 ・ICT全面活用施工実績	(0.4	点)	ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。 令和5年度から令和7年度に、完成検査を受けた下記①~②		
) 2) 3) 4)	① ア又はイである。 ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウスは工である。 ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業・上記以外 (2)過去2年間におけるICT活用工事の県内施工実績 ・ICT全面活用施工実績	(0.4	点)	ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。		
ļ	2) (3	① ア又はイである。 ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。 ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外 (2)過去2年間におけるICT活用工事の県内施工実績 ・ICT全面活用施工実績	((((0.4	点) 点(点)	ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。		
·) (2) (3) (4)の合計	① ア又はイである。 ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウスは工である。 ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業・上記以外 (2)過去2年間におけるICT活用工事の県内施工実績 ・ICT全面活用施工実績	((((0.4 0.2 0.0 0.4 0.2	点) 点(点)	ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。		
ļ)(2)(3)(4)の合計上	① ア又はイである。 ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又は工である。 ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外 (2)過去2年間におけるICT活用工事の県内施工実績 ・ICT全面活用施工実績 ・ICT部分活用施工実績 ・実績なし (3)当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事での建	((((((((((((((((((((0.4 0.2 0.0 0.4 0.2 0.0	点) 点(点)	ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。		
,) (2) (3) (4)の合計	① ア又はイである。 ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウスは工である。 ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業・上記以外 (2)過去2年間におけるICT活用工事の県内施工実績・ICT全面活用施工実績・ICT部分活用施工実績・実績なし (3)当該工事における建設キャリアアップシステムの活用	((((((((((((((((((((0.4 0.2 0.0 0.4 0.2	点) 点(点)	ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。 令和5年度から令和7年度に、完成検査を受けた下記①~② のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成 員として、107活用工事の県内施工実績を有するか。 ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 ①鹿児島県の発注工事 ②鹿児島県道路公社の発注工事 当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用するか。 ・元請者が建設キリアアップシステムを活用するか。 ・元請者が建設キリアアップシステムを活用するか。 ・元請者が建設キリアアップシステムを後をしている。		
,)(2)(3)(4)の合計上	① ア又はイである。 ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又は工である。 ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外 (2)過去2年間におけるICT活用工事の県内施工実績 ・ICT全面活用施工実績 ・ICT部分活用施工実績 ・実績なし (3)当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事での建	((((((((((((((((((((0.4 0.2 0.0 0.4 0.2 0.0	点 点 点 点 点 点	ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。		
)(2)(3)(4)の合計上	① ア又はイである。 ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又は工である。 ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外 (2)過去2年間におけるICT活用工事の県内施工実績 ・ICT全面活用施工実績 ・ICT全面活用施工実績 ・実績なし (3)当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・建設キャリアアップシステムの選用	((((((((((((((((((((0.4 0.2 0.0 0.4 0.2 0.0	点 点 点点点点点	ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。		
)(2)(3)(4)の合計上	① ア又はイである。 ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又は工である。 ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外 (2)過去2年間におけるICT活用工事の県内施工実績 ・ICT全面活用施工実績 ・ICT全面活用施工実績 ・ICT部分活用施工実績 ・実績なし (3)当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事での建 設キャリアアップシステムの運用 ・建設キャリアアップシステムへの登録	((((((((((((((((((((0.4 0.2 0.0 0.4 0.2 0.0	点 点 点点点点点	ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。 令和5年度から令和7年度に、完成検査を受けた下記①~②のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、107活用工事の県内施工実績を有するか。ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。①鹿児島県の発注工事②鹿児島県道路公社の発注工事 当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用するか。・元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。・元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、建設キャリアアップシステムの連用を誓約している。 当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。		
)(2)(3)(4)の合計上限	① ア又はイである。 ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又は工である。 ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 - 上記以外 (2) 過去2年間におけるICT活用工事の県内施工実績 - ICT全面活用施工実績 - ICT全面活用施工実績 - ICT部分活用施工実績 - 実績なし (3) 当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 - 建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事での建 設キャリアアップシステムへの登録 - 活用なし	((((((((((((((((((((0.4 0.2 0.0 0.4 0.2 0.0	点 点 点 点 点 点 点 点	ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。		

別表

◇一般土木工事(1億3千万円以上 3億円未満)

								◇ 脱土小工事(「応び」カロダエ 5応日不凋/
			表彰是	過去10年間における国(九州内)又は県の表 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けた	ŧσ)も含	む。	平成27年度から令和7年度において、単独の元請又は共同企業体の構成 員として、国土交通省の州地方整備局発注工事。本県(土木部・農政部・環 境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優秀技術者表彰(建築課所 管発注工事を除く)を受けた技術者であるか。 ただし、入私公告日までに表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等
			実績 の き担 5担	〇 現在の会社での表彰実績あり	(0.5	点)	含む)
				〇 上記以外での表彰実績あり	(0.3	点)	
	1		点い	〇 実績なし	(0.0	点)	
) ま た	(1)	を手 上育 限成	担い手育成加算				配置予定技術者が次の①~③又は②~④の条件をすべて満たす場合、上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満た銭未満の者
	は			〇配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者	(0.3	点)	② 令和2年4月1日以降に県土木部(商工労働水産部漁港漁場課を む)又は鹿児島県道路公社が発注する建設工事における同種工
	2		す算 るの	〇配置予定技術者(40歳以上45歳未満)	(0.2	点)	事の主任技術者, 監理技術者, 監理技術者補佐又は現場代理 人の実績のある者
配置	\sim			○加算なし	(0.0	点)	査を受けた工事が対象
予定	のど		計 は					③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④ 女性技術者である。 なお、表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0.5点を上限とす
技術者 の	ち							なお、表彰実績の評価点ど担い手育成加算の合計は0.5点を上限とす る。
能力 1. 5点	らかを		配置予	定技術者の工事成績評定最高点				配置予定技術者において、鹿児島県の土木部(建築課所管発注工事を除く)または、商工労働水産部漁港漁場課所管、鹿児島県道路公社が発注した一般競争人札の土木一式工事(以下、「対象工事」
	選 択		〇現在	Eの会社での工事成績あり	(0.3	点)	という。)での工事成績評定最高点が、次の①~③のいづれかの 条件を満たす場合に評価点を加える。 ただし、配置予定技術者が対象工事で主任技術者、監理技術者、 監理技術者補佐又は、現場代理人である場合に限る。また、現場代
		(2)	〇上記	己以外での工事成績あり	(0.1	点)	理人である場合は対象工事に従事した時点で、1級土木施工管理技 士又は、2級土木施工管理技士の資格を保有している場合に限る。 (①令和3年度の工事で84点以上(令和4年度表彰対象評価点)
			〇該当	省なし	(0.0	点)	②令和4年度の工事で84点以上(令和5年度表彰対象評価点) ③令和5年度の工事で84点以上(令和6年度表彰対象評価点) ※年度は完成検査を行った年度である。
		EのCP マ得状が		級土木施工管理技士)				1級土木施工管理技士の資格保有者について、令和6年度に(一社)全国土 木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)で取得した単位数がど
	〇 推		T.		(1.0	占)	の程度か。
	〇推					0.5	点)	・推奨単位数:20ユニット
	0 なし	,			(0.0	点)	
	営業所	fの有無	Ħ					左記箇所に営業所を有するか。
東城度 点 2.0	〇 工 以上)	事箇所のあり	の所在	する振興局・支庁管内に営業所(従業員10名	(0.5	点)	
o. o.m	〇上記				(0.0	点)	
合計					-	9. 5	点	

別表

◇一般土木工事(3億円以上 WTO対象未満)

長				
	評価項目及び加算点			評価基準
	(10年間における国(九州内)又は県の表彰実績 まま]			[代表者の実績] 平成27年度から令和7年度において,単独の元請又は共同企業体の構成員とし
	187日」 該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。			て、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等またまでは悪徳に基づき、原見工事また(建築選売等発送工事を除りた要は
	長彰実績あり	(0.5	. E. '	工事等表彰実施要領に基づき、優良工事表彰(建築課所管発注工事を除く)を受け 企業であるか。 ナだ カ料の集日までに優良工事表彰を受けているものに限る (表彰決定通知
	長彰実績なし	(0.0	上,	ただし、入札公告日までに優良工事表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知 等含む)
1 表談 報 表	文学大概なし	(0.0	ж.	, a s,
過去	k5年間における国,県,鹿児島県道路公社の同種エ	重の但	内	 [代表者の実績]
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				令和2年度から令和6年度までに完成検査を受けた下記(ご〜@のいずれ かの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、県内によ
O 3	3件以上の実績あり	(0.5	点	ける同種工事の施工実績を有するか。
0.2	2件の実績あり	(0.3	点	(1)鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事
		(0.0	点	③国土交通省九州地方整備局発注工事
	〒の天根のウ 3年間の土木一式工事の工事成績の平均点	(0.0	, I	[代表者の実績]
				令和4年1月1日から令和6年12月31日までに完成した下記 ①~③ の 土木一式工事において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工
	33点以上	(3.0	点)	事成績平均点は何点か、
	/8点以上83点未满	(2.9	点	※算出式 (①:②のエキ成績平均点+③のエキ成績平均点) 1/2-○○ (ただし、③のエキ成績がない場合は(②のエキ成績の平均点とする (元だし、③のエキの表注工事(建築課所管発注工事を除く) (名成児島県の歯工労働水産が施港漁場課所管発注工事 (③施児島県近路公社発注工事)
(<u>T</u> #	事成績の平均点−78)×2.9/5+0.1 小数点以下第2位を切り捨て	` ~0.1	, m.	①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を
0.7	78点未満	(0.0	点)	③ 雇児島県道路公社発注工事
経営	事項審査における経営状況[代表者]			[代表者の実績] 令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(
0 9	900点以上	(0.30	点	【だL 塞香其準日をこの期間中に設定Lた経堂車項塞査を受けていない場合は 直
	300点以上900点未満	(0.25		近の経営事項審査)によるY評点(経営状況)は何点か。
	/00点以上800点未満 600点以上700点未満	(0.20		
	500点以上600点未満	(0.10		
0 5	500点未満	(0.00	点	
	事項審査における技術力[代表者]			[代表者の実績] 令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(
	100点以上	(0.20	点	だし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ1点(技術職員の数の点数)は何点か。
	000点以上1100点未満 900点以上1000点未満	(0.15		
	900点表演	(0.00	点	
	三工事量[代表者及び代表者以外の構成員]		711.7	[代表者及び代表者以外の構成員の実績] 当該年度受注工事量は、令和7年4月1日入札公告開始分から当該入札公告案例
	t表者及び代表者以外の構成員としての受注件数			国鉄平俣文注上争軍は、市和/年4月1日入れ公司帰畑方がから国鉄入れ公首祭 の開札日前日までに落札候補者又は落札決定された工事件数で、鹿児島県造船公 発注工事のうち、総合評価方式対象のJV工事を対象とする。
	ー(代表者としての受注件数×0.5+代表者以外の構成			
	としての受注件数×0.3)			して受注した件数に基づき加算点を算定する。 ただし、一般土木工事JV工事のみを受注件数の対象とする。
×加 ×加	7算点は上記式で算定した点とし、最小値 * 4.0.5.1.+2.7	(~ 1.0 ~ -1.	点.	
	は−1.0点とする。	1,	.0	
は				「代表者の実績」
過去	5年間における新規学卒者の雇用[代表者]	===		[代表者の実績] 令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用
過去		雇用		令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用 し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。
は 過去 過去	5年間における新規学卒者の雇用[代表者]	雇用		令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用 し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校(学校教育法に定める中学校、高
は 過去 過去を の L	5年間における新規学卒者の雇用[代表者]	雇用		令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用 し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校(学校教育議に定める中学校、高 校、高専、大学、大学院、専修学校等や新業能力開発促進法に基づ 公共職業能力開発施設)を平成31年4月1日から令和7年2月31日
は 過去 過去を	5年間における新規学卒者の雇用[代表者]	雇用		令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用 し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校(学校教育法に定める中学校、高 校、高事、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づ 〈公共職業能力開発施設)を平成31年4月1日から令和7年3月31日 までに卒業した者をいう。 なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和
は 過去 過去を の L	5年間における新規学卒者の雇用[代表者]	雇用		令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用 し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校(学校教育法に定める中学校、高 校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づ 公公共職業能力開発施設)を平成31年4月1日から令和7年3月31日 までに卒業した者をいう。 なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和 2年4月に採用したものとみなす。
は過去のこか点	5年間における新規学卒者の雇用[代表者] 5年間において,新規学卒者(※1)を採用し,現在(※2)まで継続して		占,	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用 し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校(学校教育法に定める中学校、 成、高事、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づ 〈公共職業能力開発施設)を平成31年4月1日から令和7年3月31日 までに卒業した者をいう。 なお、令和2年3月16年業した者を同月に採用した場合は、令和
はおおいのにからは、	5年間における新規学卒者の雇用[代表者] 5年間において,新規学卒者(※1)を採用し,現在(※2)まで継続して 最初的では、「現在(※2)まで継続して、 最初的では、「現在(※2)まで継続して、 「現在(※2)まで継続して、 「現在)、現在(※2)まで継続して、 「現在)、現在(※2)まで継続して、 「現在)、現在(※2)まで継続して、 「現在)、現在(※2)まで継続して、 「現在)、現在(※2)まで継続して、 「現在)、現在(※2)まで継続して、 「現在)、現在(※2)まで継続して、 「現在)、現在(※2)まで継続して、 「現在)、現在(※2)まで継続して、 「現在)、現在(※2)まで継続して、 「現在)、現在(※2)まで継続して、 「現在)、現在(※2)まで継続して、 「現在)、現在(※2)まで継続して、 「現在)、現在(※2)まで継続して、 「現在)、現在(※2)まで継続して、 「現在)、現在)、 「現在) 「現在) 「是)、 「是)、 「是)、 「是)、 「是)、 「是)、 「是)、 「是)	(0.5	点	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用 し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校(学校教育法に定める中学校、高 校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づ 公公共職業能力開発施設)を平成31年4月1日から令和7年3月31日 までに卒業した者をいう。 なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和 2年4月に採用したものとみなす。
のにから、点のにから、点のにから、点のにから、点のにから、点のでは、気を変われる。	5年間における新規学卒者の雇用[代表者] 5年間において,新規学卒者(※1)を採用し,現在(※2)まで継続して 環 最 受 で で で で で で で 終 で で を が の で を で を が の で を が の で を を が の で を を が の で の で の の の の の の の の の の の の の の の	(0.5 (0.0	点)	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用 し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校(学校教育法に定める中学校、高 校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づ 公共職業能力開発施設・2年成31年4月1日から令和7年5月31日 までに学巣した者をいう。 なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和 2年4月に採用したものとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 県内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。
のにから、点のにから、点のにから、点のにから、点のにから、点のでは、気を変われる。	5年間における新規学卒者の雇用[代表者] 5年間において,新規学卒者(※1)を採用し,現在(※2)まで継続して 最初的では、「現在(※2)まで継続して、 最初的では、「現在(※2)まで継続して、 「現在(※2)まで継続して、 「現在)、現在(※2)まで継続して、 「現在)、現在(※2)まで継続して、 「現在)、現在(※2)まで継続して、 「現在)、現在(※2)まで継続して、 「現在)、現在(※2)まで継続して、 「現在)、現在(※2)まで継続して、 「現在)、現在(※2)まで継続して、 「現在)、現在(※2)まで継続して、 「現在)、現在(※2)まで継続して、 「現在)、現在(※2)まで継続して、 「現在)、現在(※2)まで継続して、 「現在)、現在(※2)まで継続して、 「現在)、現在(※2)まで継続して、 「現在)、現在(※2)まで継続して、 「現在)、現在(※2)まで継続して、 「現在)、現在)、 「現在) 「現在) 「是)、 「是)、 「是)、 「是)、 「是)、 「是)、 「是)、 「是)	(0.5 (0.0		令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用 し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校、学校教育法に定める中学校、高 校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づ 公共職業市別開発施設と平成31年4月1日から令和7年5月31日 までに卒業した者をいう。 なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和 2年4月に採用しためとかなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 県内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 [代表者の実績] 「砂身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用
は去去のにからいるのでは、	5年間における新規学卒者の雇用[代表者] 5年間において,新規学卒者(※1)を採用し,現在(※2)まで継続して 環 最 受 で で で で で で で 終 で で を が の で を で を が の で を が の で を を が の で を を が の で の で の の の の の の の の の の の の の の の	(0.5 (0.0		令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用 し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校(学校教育法に定める中学校、高 校、高専、大学・大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づ く公共職業能力開発施設・平成31年4月1日から令和7年3月31日 までに卒業した者をいう。 なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和 2年4月に採用しためとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 県内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 [代表者の実績] ①身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用 しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用) 260歳以上の高年齢者を有すをまでに雇用し、現在、継続して雇用して
は去去:のにか点 () () () () () () () () () () () () ()	5年間における新規学卒者の雇用[代表者] 5年間において, 新規学卒者(※1)を採用し, 現在(※2)まで継続して 環績あり 環績なし 者雇用, 高年齢者雇用, 又は鹿児島県協力雇用主会等に登録[代	(0.5 (0.0		令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用 し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校(学校教育法に定める中学校、高 校、高専、大学・大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づ く公共職業能力開発施設と平成31年4月1日から令和7年5月31日 までに卒業した者をいう。 なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和 2年4月に採用しためとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 県内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 [代表者の実績] ①身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用 しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用) 260歳以上の高年齢者を有年度までに雇用し、現在、継続して雇用して いるか。 ③入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人
のにか 点 の ○障 ①②	5年間における新規学卒者の雇用[代表者] 5年間において, 新規学卒者(※1)を採用し, 現在(※2)まで継続して 環績あり 環績なし 者雇用, 高年齢者雇用, 又は鹿児島県協力雇用主会等に登録[代 前年度までに障害者を雇用している。	(0.5 (0.0		令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用 し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校(学校教育法に定める中学校、高 校、高尊、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づ 公公共職業能力開発施設を平成31年4月1日から令和7年3月31日 までに字集した者をいう。 なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和 2年4月に採用したものとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 県内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 【代表者の実績】 ①身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用 しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用) ②60歳以上の高年齢者を前年度までに雇用して いるか。
のにか 点 〇 〇 障 ① ② ③ 〇 〇 章 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の	5年間における新規学卒者の雇用[代表者] 5年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して、 経績あり 接続なし 著雇用、高年齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等に登録[代 前年度までに障害者を雇用している。 前年度までに高年齢者を雇用している。 能児島県協力雇用主会等に登録している。 と記項目のうち、2つ以上の実績あり	(0.5 (0.0		令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校、学校教育法に定める中学校、高校、高専、大学・大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設)を平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用したのとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 現内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 [代表者の実績] ①身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用)260歳以上の高申請を容析を度までに雇用し、現在、機械して雇用しているか。(法定企用等数がある場合は、法定雇用率以上雇用)200歳以上の高率請等者の事で度までに雇用し、現在、機械して雇用しているか。(3)礼公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構(一種会員)に登録しているか。
のにか 点 の で ① ② ③ 〇 ○ で ② ③ ○ ○ ○ で ② ③ ○ ○ ○ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5年間における新規学卒者の雇用[代表者] 5年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 環積あり 環積なし 著雇用、高年齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等に登録[代 前年度までに障害者を雇用している。 前年度までに高年齢者を雇用している。 電児島県協力雇用主会等に登録している。 と記項目のうち、2つ以上の実績あり 上記項目のうち、いずれかの実績あり	(0.5 (0.0 式表者]	点	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校、学校教育法に定める中学校、高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を平成31年4月1日から令和7年5月31日までに全業した者をいう。 なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用しためとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 県内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 [代表者の実績] ()身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用) 260歳以上の高年齢者を前年度までに雇用しているか。(3)高年齢者を前年度までに雇用しているか。(3)入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人底児島県就労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。
のにか 点 の で ① ② ③ 〇 ○ で ② ③ ○ ○ ○ で ② ③ ○ ○ ○ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5年間における新規学卒者の雇用[代表者] 5年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 受積なし 者雇用、高年齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等に登録[代 が年度までに障害者を雇用している。 が年度までに降害者を雇用している。 1年度よびに高年齢者を雇用している。 1年度よびに高年齢者を雇用している。 1年度よびに高年齢者を雇用している。 1年度よびにある。 1年度よびにある。 1年度はか雇用主会等に登録している。 1年度はか雇用さ会等に登録している。 1年度はかなりますがあり 1年度はないでは、まずによりますがありますがありますがありますがありますがある。	(0.5 (0.0 大表者]	点	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校、学校教育法に定める中学校、高校、高等、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設、を平成31年4月1日から令和7年5月31日までに卒業した者をいう。 なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用したものとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 現内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 (代表者の実績) ()身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用) (2)60歳以上の高年齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用) (3)入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。
のにか 点 の で ① ② ③ 〇 ○ で ② ③ ○ ○ ○ で ② ③ ○ ○ ○ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25年間における新規学卒者の雇用[代表者] 25年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 22額なし 23者雇用、高年齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等に登録[代 前年度までに障害者を雇用している。 前年度までに高年齢者を雇用している。 22年2月協力雇用主会等に登録している。 22年3月協力を開発している。 22年3月は力を対している。 22年3月は力を対している。 22年3月は力を対している。 22年3月は力を対している。 22年3月において、またのではあり 22年3月において、対している。 22年3月によっている。 22年3月に	(0.5 (0.0 (0.5 (0.5 (0.3	点	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校、学校教育法に定める中学校、高校、高等、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設、を平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者をいう。 なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用したものとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 現内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 (代表者の実績) 「砂身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用) 260歳以上の高年齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用) 260歳以上の高年齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用) 260歳以上の高年齢者を前年度までに雇用し、現金の議以上の高年齢者を前年度までに雇用し、記念の議以上の高年齢者を前年度は、日本の報告を表しているか。
のにか 点 の で ① ② ③ 〇 ○ で ② ③ ○ ○ ○ で ② ③ ○ ○ ○ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25年間における新規学卒者の雇用[代表者] 5年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 軽減なし 者雇用、高年齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等に登録[代 前年度までに障害者を雇用している。 前年度までに高年齢者を雇用している。 建児島県協力雇用主会等に登録している。 建児島県協力雇用主会等に登録している。 と記項目のうち、2つ以上の実績あり と記項目のうち、いずれかの実績あり を積なし (1)ワーク・ライフ・パランスの取組み [代表者及び代表者以外の構成員]	(0.5 (0.0 戊表者] (0.5 (0.3 (0.0	点。点点,点点,点点	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校、学校教育法に定める中学校、高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業所別第発版と平成31年4月1日から令和7年5月31日までに卒業した者を10月に採用した場合は、令和2年4月に採用しためためなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 現内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 [代表者の実績] ()身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用)260歳以上の高年齢者を前年度までに雇用し、現在、機械して雇用しているか。 (※3)札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。
のにか 点 の で ① ② ③ 〇 ○ で ② ③ ○ ○ ○ で ② ③ ○ ○ ○ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5年間における新規学卒者の雇用[代表者] 5年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 経績あり 経績なし 者雇用、高年齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等に登録[代 前年度までに障害者を雇用している。 前年度までに高年齢者を雇用している。 竜児島県協力雇用主会等に登録している。 起児島県協力雇用主会等に登録している。 と記項目のうち、2つ以上の実績あり と記項目のうち、いずれかの実績あり を積なし 「(1)ワーク・ライフ・バランスの取組み [代表者及び代表者以外の構成員] ① ア又はイである。	(0.5 (0.0 (0.5 (0.5 (0.3	点	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採月し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校、学校教育法に定める中学校、高校、高等、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設、を平成31年4月1日から令和7年2月31日までにご学業した者をいう。なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用したものとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 現内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 (代表者の実績) 「の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用) 260歳以上の高年齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用) 260歳以上の高年齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用) 260歳以上の高年齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。(法定雇用条款が支援事業者機構(一種会員)に登録しているか。
のにか 点 の で ① ② ③ 〇 ○ で ② ③ ○ ○ ○ で ② ③ ○ ○ ○ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25年間における新規学卒者の雇用[代表者] 25年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して、 27年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して、 27年雇用、高年齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等に登録[代 17年度までに障害者を雇用している。 17年度までに高年齢者を雇用している。 17年度までに高年齢者を雇用している。 18年度までに高年齢者を雇用している。 18年度までに高年齢者を雇用している。 18年度までに高年齢者を雇用している。 18年度までに高年齢者を雇用している。 18年度までに高年齢者を雇用している。 18年度は、18	(0.5 (0.0 戊表者] (0.5 (0.3 (0.0	点。点点,点点,点点	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採月し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校(学校教育法に定める中学校、高校、高等、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業権力開発施設)を平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者という。 なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用したものとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 現内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 (代表者の実績) (の身体障害者、知的障害者と可は精神障害者を前年度までに雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用)260歳以上の高年齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。(法定雇用義者がある場合は、法定雇用車・以上雇用)260歳以上の高年間に雇児島県協力雇用主会又はNPO法人産児島県系が方支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。 (代表者及び代表者以外の構成員の実績)ワーク・ライフ・パランスの取組みを行っているか。ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。
のにか 点 の で ① ② ③ 〇 ○ で ② ③ ○ ○ ○ で ② ③ ○ ○ ○ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5年間における新規学卒者の雇用[代表者] 5年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 経績あり 経績なし 者雇用、高年齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等に登録[代 前年度までに障害者を雇用している。 前年度までに高年齢者を雇用している。 竜児島県協力雇用主会等に登録している。 起児島県協力雇用主会等に登録している。 と記項目のうち、2つ以上の実績あり と記項目のうち、いずれかの実績あり を積なし 「(1)ワーク・ライフ・バランスの取組み [代表者及び代表者以外の構成員] ① ア又はイである。	(0.5 (0.0 戊表者] (0.5 (0.3 (0.0	点。点点,点点,点点	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校(学校教育法に定める中学校、高校、高等、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発に対した。 なお、令和2年4月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用したものとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 現内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 (代表者の実績) (の身体障害者、知的障害者と対は精神障害者を前年度までに雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用) 260歳以上の高生制者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。(法定雇用義者がある場合は、法定雇用率以上雇用) 260歳以上の高生制者を前年度までに雇用しているか。 虚児島県就労支援事業者機構(一種会員)に登録しているか。 (代表者及び代表者以外の構成員の実績) ワーク・ライフ・パランスの取組みを行っているか。 ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。
のにか 点 の で ① ② ③ 〇 ○ で ② ③ ○ ○ ○ で ② ③ ○ ○ ○ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25年間における新規学卒者の雇用[代表者] 25年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 22歳なし 23者雇用、高年齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等に登録[代 前年度までに障害者を雇用している。 前年度までに高年齢者を雇用している。 建児島県協力雇用主会等に登録している。 生記項目のうち、2つ以上の実績あり 上記項目のうち、いずれかの実績あり と記項目のうち、いずれかの実績あり に記項しのうち、いずれかの実績あり にでしている。 と記項目のうち、ないではないでは、 ではなし (1)ワーク・ライフ・バランスの取組み 「代表者及び代表者以外の構成員」 「アヌはイである。 アえるぼし又はくるみんの認定企業 イえるぼし又はくるみんの認定企業 イえるほし又はくるみんの認定企業 イえるほし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画	(0.5 (0.0 戊表者] (0.5 (0.3 (0.0	点。点点,点点,点点	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校、学校教育法に定める中学校、高校、高事、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発院設・を平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者をいう。なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用したものとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 現内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 (代表者の実績] (1)身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用し200歳以上の高年齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。3入礼公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。 (代表者及び代表者以外の構成員の実績] ワーク・ライフ・パランスの取組みを行っているか。ただし、入社公告日までに認定等を受けているものに限る。 ※各者の実績を評価
の は 点 ○ ○ 陳 ① ② ③ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	25年間における新規学卒者の雇用[代表者] 25年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 27年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 27年度までに障害者を雇用している。 27年度までに高年齢者を雇用している。 27年度島県協力雇用主会等に登録している。 27年度に高年齢者を雇用している。 27年度にありた。27日以上の実績あり 28年度にありた。いずれかの実績あり 28年度にありた。いずれかの実績あり 28年度にありた。いずれかの実績あり 28年度にありた。17年度にありた。 28年度にありた。18年度にありた。 28年度にありた。28年度によるよりの関連によるよりによるよりには、28年度によるよりには、28年度によるよりには、28年度によるよりには、28年度によるよりには、28年度によりには、28年度によりには、28年度によりには、28年度によりました。28年度によりました。28年度によりました。28年度によります。28年度をはよります。28年度をはよります。28年度をはまります。28年度をはまります。28年度をはまりまりまりまります。28年度をはまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまり	(0.5 (0.0 大表者] (0.5 (0.3 (0.0	点点点点点点	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校、学校教育法に定める中学校、高校、高事、大学、大学院、専体学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発院設・を平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者をいう。なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用したものとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 現内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 (代表者の実績] ()身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用) 200歳以上の高年齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。 (3)礼公舎日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構(二種会員)に参録しているか。 (代表者及び代表者以外の構成員の実績] 「一ク・ライフ・パランスの取組みを行っているか。ただし、入私公舎日までに認定等を受けているものに限る。
の は 点 ○ ○ 陳 ① ② ③ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	2、10 元 (1) ファス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・	(0.5 (0.0 大表者] (0.5 (0.3 (0.0	点点点点点点	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校、学校教育法に定める中学校、高校、高事、大学、大学院、専体学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発院設・を平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者をいう。なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用したものとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 現内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 (代表者の実績] ()身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用) 200歳以上の高年齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。 (3)礼公舎日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構(二種会員)に参録しているか。 (代表者及び代表者以外の構成員の実績] 「一ク・ライフ・パランスの取組みを行っているか。ただし、入私公舎日までに認定等を受けているものに限る。
過過 ○ ○障 ①②③○○○ (1)(2、	(0.5 (0.0 大表者] (0.5 (0.3 (0.0	点点点点点点	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校、学校教育法に定める中学校、高校、高事、大学、大学院、専体学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発院設・を平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者をいう。なお、令和2年3月に卒業した者を同分に採用した場合は、令和2年4月に採用したものみなが。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 現内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 (代表者の実績] (1)身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用) 200億歳以上の商本告格を有年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用しているか。ため、通常を開発がある場合は、法定雇用率以上雇用しているか。ため、選手業者機構(二種会員)に登録しているか。 (代表者及び代表者以外の構成員の実績)フーウ・ライフ・パランスの取組みを行っているか。ただし、入社公告日までに認定等を受けているものに限る。 ※各者の実績を評価
過過 ○ ○障 ①②③○○○ (1)(25年間における新規学卒者の雇用[代表者] 25年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して、 27年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して、 27年雇用、高年齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等に登録[代 17年度までに障害者を雇用している。 17年度までに障害者を雇用している。 17年度までに高年齢者を雇用している。 18年度までに高年齢者を雇用している。 18年度よいに高年齢者を雇用している。 18年度は、18年度を雇用している。 18年度は、18年度を雇用している。 18年度は、18年度を雇用している。 18年度は、18年度を雇用している。 18年度は、18年度を雇用している。 18年度は、18年度を雇用している。 18年度は、18年度を雇用している。 18年度は、18年度を雇用している。 18年度は、18年度を雇用している。 18年度は、18年度にある。 18年度によるが、18年度を雇用している。 18年度による。 18年度をよる。 18年	(0.5 (0.0 大表者] (0.5 (0.3 (0.0	点点点点点点	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校、学校教育法に定める中学校、高校、高事、大学、大学院・藤・学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発に対して発生した者をいう。 なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用したものとみなか。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 県内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 (代表者の実績) ①身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。法定雇用最終がある場合は、法定雇用事以上雇用)260歳以上の高手動者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。 は大きなび代表者以外の構成員の実績)ワーク・ライフ・パランスの取組みを行っているか。ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。 ※各者の実績を評価
は去去: 実実: 前前鹿上上実 (1)(2)(のLf 点 (1)(2)(1)(2)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)	2、	(0.5 (0.0 大表者] (0.5 (0.3 (0.0	点点点点点点	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校、学校教育法に定める中学校、高校、高事、大学・大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設・平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に開ルたものとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 現内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 [代表者の実績] ①身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用)260歳以との高年齢者を有年度までに雇用し、現在、機械して雇用しているか。 ②入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。 (代表者及び代表者以外の構成員の実績)ワーケ・ライフ・バランスの取組みを行っているか。ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。 ※各者の実績を評価
過過 ○ ○障 ①②③○○○ (1)(2)(3)(3) ○ ○ (1)(2)(3) ○ (1)(2)(2)(2) ○ (1)(2)(2)(2)(2) ○ (1)(2)(2)(2)(2) ○ (1)(2)(2)(2)(2)(2) ○ (1)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)	25年間における新規学卒者の雇用[代表者] 25年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 27年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 28年間、高年齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等に登録[代 17年度までに障害者を雇用している。 17年度までに高年齢者を雇用している。 17年度までに高年齢者を雇用している。 17年度までに高年齢者を雇用している。 18年度までは高年齢者を雇用している。 18年度までは高年齢者を雇用している。 18年度は、20日間、20日間、20日間、20日間、20日間、20日間、20日間、20日間	(0.5 (0.0 大表者] (0.5 (0.3 (0.0	点点点点点点	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校、学校教育法に定める中学校、高校、高事、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者をいう。なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用したものとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 現内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 (代表者の実績] ①身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用) 260歳以上の高半齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。 3)入礼公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。 に代表者及び代表者以外の構成員の実績] ワーク・ライフ・パランスの取組みを行っているか。ただし、入社公告日までに認定等を受けているものに限る。 ※各者の実績を評価
は去去: 実実: 前前鹿上上実 (1)(2)(3)(のLf 点 (1)(2)(3)(1)	25年間における新規学卒者の雇用[代表者] 25年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 27年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 27年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 27年間、高年齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等に登録[代 17年度までに障害者を雇用している。 17年度までに高年齢者を雇用している。 17年度までに高年齢者を雇用している。 17年度までに高年齢者を雇用している。 17年度までに高年齢者を雇用している。 18年度も、18年度は、18年度は、18年度を表している。 18年度は、18年度は、18年度を表している。 18年度を表	(0.5 (0.0 (0.5 (0.3 (0.0 (0.5 (0.3	点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採月し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校(学校教育法に定める中学校、高校、高事、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設・平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用しためとかなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 現内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 [代表者の実績] ①身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用)260歳以上の高年齢者を有年度までに雇用し、現在、機械して雇用しているか。(法定雇用奉務がある場合は、法定雇用率以上雇用)260歳以上の高年齢者を有年度までに雇用し、現在、機械して雇用しているか。ただし、入札公告日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人産児島県就労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。 【代表者及び代表者以外の構成員の実績】ワーケ・ライフ・バランスの取組みを行っているか。ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。 ※各者の実績を評価
は去去: 実実: 前前鹿上上実 (1)(2)(3)(のLf 点 (1)(2)(3)(1)	25年間における新規学卒者の雇用[代表者] 25年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 27年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 28年雇用、高年齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等に登録[代 17年度までに障害者を雇用している。 18年度までに高年齢者を雇用している。 18年度島県協力雇用主会等に登録している。 18年度島県協力雇用主会等に登録している。 18年度島県協力雇用主会等に登録している。 18年度ものうち、2つ以上の実績あり 18年度ものうち、いずれかの実績あり 19年度を表している。 19年度を表している。 19年度を表している。 19年度を表している。 19年度を表している。 29年度とはくるみのの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 29年度の出て表る。 29年度の一般を表している。 29年度の一般事業主行動計画 第定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 29年度の一般事業主行動計画 第定・届出企業 18年度の一般事業主行動計画 第定を一般事業主行動計画 第定を一般事業主行動計画 第定の一般事業主行動計画 第定の一般事業主行動計画 第定の一般事業主行動計画 第定の一般事業主行動計画 第定の一般事業主行動計画 第定の一般事業主行動計画 第定の一般事業主行動計画 第定の一般事業主行動計画 第定の一般事業主行動計画 第定の一般事業主行動計画 第定の一般事業主行動計画 第定の一般事業主行動計画 第定の一般事業主行動計画 第定の一般事業主行動計画 第定の一般事業主行動計画 第定の一般事業主行動計画 第定の一般事業主行動計画 第定の一般事業主行動計画 18年度の一般事業主行動計画 18年度の一般事業主行動計画 18年度の一般事業主行動計画 18年度の一般事業主行動計画 18年度の一般事業主行動計画 18年度の一般事業主行動計画 18年度の一般事業主行動計画 18年度の一般事業主行動計画 18年度の一般事業主行動計画 18年度の一般事業主行動計画 18年度の一般事業主行動計画 18年度の一般事業主行動計画 18年度の一般事業主行動計画 18年度の一般事業主行動計画 18年度の一般事業主行動計画 18年度の一般事業主行動計画 18年度の一般事業主行動計画 18年度の一般事業主行動計画 18年度の一般事業主行動計画の 18年度の一般事業主行動計画 18年度の一般事業主行動計画の 18年度の一般事業主行動計画の 18年度の一般事業主行動計画の 18年度の一般事業主行動計画の 18年度の一般事業主行の 18年度の一般事業主任の 18年度	(0.5 (0.0 大表者] (0.5 (0.3 (0.0 (0.5 (0.5 (0.5 (0.5	点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校、学校教育法に定める中学校、高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業所別第発施2を平成31年4月1日から令和7年5月31日までに卒業した者をいう。 なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用しためらかなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 現内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 [代表者の実績] ()身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用)260歳以上の高年齢者を前年度までに雇用し、現在、機械して雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用)260歳以上の高年齢者を前年度までに雇用し、現在、機械して雇用しているか。 3入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人産児島県就労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。 (代表者及び代表者以外の構成員の実績)ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。 ※各者の実績を評価 「代表者及び代表者以外の構成員の実績」フーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。 ※各者の実績を評価
通過 ○ ○	25年間における新規学卒者の雇用[代表者] 5年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 著雇用、高年齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等に登録[代 前年度までに障害者を雇用している。 前年度までに高年齢者を雇用している。 電児島県協力雇用主会等に登録している。 上記項目のうち、2つ以上の実績あり 上記項目のうち、いずれかの実績あり 上記項目のうち、いずれかの実績あり と記項目のうち、いずれかの実績あり に代表者及び代表者以外の構成員] ① ア又はてある。 「ア えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はてある。 ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外 (2)過去2年間におけるICT活用工事の県内施工実績 「代表者及び代表者以外の構成員」 ・ICT全面活用施工実績 ・実績なし	(0.5 (0.0 (0.5 (0.3 (0.0 (0.5 (0.3	点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校、学校教育法に定める中学校、高校、高事、大学、大学院・事体学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発院設と平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者をいう。 なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用したものとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 現内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 (代表者の実績) ①身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているが、法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用)260歳以上の高年齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているが、法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用)260歳以上の高年齢者を前年度までに雇用しているが、法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用しているが、法定雇用義務がある場合は、法定雇用を以上雇用しているが、法定雇用義務がある場合は、法定雇用を以上雇用しているが、とれる当日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人 虚児島県系が方支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。 (代表者及び代表者以外の構成員の実績) ワーク・ライフ・パランスの取組みを行っているか、ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。※各者の実績を評価 (代表者及び代表者以外の構成員の実績) でカーク・ア・フィー・ア・ア・ア・フィー・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア
通過 ○ ○ ① ② ③ ○ ○ ○ (1)(2)(3)(4)の合 実実 前前度上実 (1)(2)(3)(4)の合	26年間における新規学卒者の雇用[代表者] 5年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 経績なり 表雇用、高年齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等に登録[代 が年度までに障害者を雇用している。 連児島県協力雇用主会等に登録している。 連児島県協力雇用主会等に登録している。 上記項目のうち、2つ以上の実績あり 上記項目のうち、いずれかの実績あり 上記項目のうち、いずれかの実績あり に代表者及び代表者以外の構成員] (1) アスはイである。 ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 (2) ウスはエである。 ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ・上記以外 (2) 過去2年間におけるICT活用工事の県内施工実績 [代表者及び代表者以外の構成員] ・ICT全面活用施工実績 ・ICT部分活用施工実績 ・実績なし (3) 当該工事における建設キャリアアップシステムの活用	(0.5 (0.0 大表者] (0.5 (0.3 (0.0 (0.5 (0.5 (0.5 (0.5	点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校、学校教育法に定める中学校、高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業所別第発施2を平成31年4月1日から令和7年5月31日までに卒業した者をいう。 なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用しためらかなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 現内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 [代表者の実績] ()身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用)260歳以上の高年齢者を前年度までに雇用し、現在、機械して雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用)260歳以上の高年齢者を前年度までに雇用し、現在、機械して雇用しているか。 3入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人産児島県就労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。 (代表者及び代表者以外の構成員の実績)ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。 ※各者の実績を評価 「代表者及び代表者以外の構成員の実績」フーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。 ※各者の実績を評価
過過 〇 障 ① ② ③ 〇 ○ ○ (1)(2)(3)(4)の合計上 実 実害 前前 鹿上上実	25年間における新規学卒者の雇用[代表者] 5年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 発雇用、高年齢者雇用、又は庭児島県協力雇用主会等に登録[代 前年度までに障害者を雇用している。 前年度までに高年齢者を雇用している。 建児島県協力雇用主会等に登録している。 生児島県協力雇用主会等に登録している。 上記項目のうち、2つ以上の実績あり 上記項目のうち、いずれかの実績あり に代表者及び代表者以外の構成員] (1)アフはイである。 ア えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業かつ庭児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。 ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業かつ庭児島県女性活躍推進宣言登録企業 ・ 上記以外 (2)過去2年間におけるICT活用工事の県内施工実績 「代表者及び代表者以外の構成員] ・IOT全面活用施工実績 ・ICT部分活用施工実績 ・実績なし (3)当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 「代表者及び代表者以外の構成員]	(0.5 (0.0 大表者] (0.5 (0.3 (0.0 (0.5 (0.3 (0.0	点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校、学校教育法に定める中学校、高校、高事、大学、大学院、事体学校等や観楽能力開発促進法に基づく公共観楽能力開発院設入を平成31年4月1日から令和7年3月3日までに卒業した者をいう。 なお、今和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用したものとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 果内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 (代表者の実績) ①身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか、(法定雇用業務がある場合は、法定雇用率以上雇用) 260歳以上の高年齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか、(法定雇用業務がある場合は、法定雇用率以上雇用) 260歳以上の高年齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか、(法定雇用業務がある場合は、法定雇用率以上雇用) 260歳以上の高年齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか、ため、第3人社公告日前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人 歴児島県就労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。 (代表者及び代表者以外の構成員の実績) ワーク・ライフ・パランスの取組みを行っているか、ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。※各者の実績を評価 (代表者及び代表者以外の構成員の実績) 「原児島県の発注工事。②鹿児島県道路公社の発注工事、※各者の実績を評価 (代表者及び代表者以外の構成員) 当該工事において、建設とキリアアップシステムを活用するか。 ・大同企業体の代表者及び代表者以外の構成員 当該工事において、建設とキリアアップシステムを活用するか。 ・大同企業体の代表者及び代表者以外の構成員 当該工事において、建設とキリアアップシステムを活用するか。 ・大同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キリアアップシステムの登録
過過 〇 障 ① ② ③ 〇 ○ ○ (1)(2)(3)(4)の合計上 実 実害 前前 鹿上上実	25年間における新規学卒者の雇用[代表者] 25年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 25年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 25年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 25年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 25年間において。第4年間においる。 25年間において。第4年間においる。 25年間において、第4年間においる。 25年間において、第4年間においる。 25年間において、第4年間にはいいでは、第4年間にはいいでははいいではいいでは、第4年間にはいいでは、第4年間にはいいでは、第4年間にはいいでは、第4年間にはいいでは、第4年間にはいいでは、第4年間にはいいでは、第4年間にはいいでは、第4年間にはいいでは、第4年間にはいいではいいでは、第4年間にはいいでは、第4年間にはいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいい	(0.5 (0.0 大表者] (0.5 (0.3 (0.0 (0.5 (0.3 (0.0	点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採月し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校、学校教育法に定める中学校、高校、高事、大学、大学院、専体学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設)を平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者をいう。 なお、奇和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用しためとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 現内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 (代表者の実績) ①身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。(法定雇用報方との一般では、法定雇用率以上雇用) 260歳以も60歳以もの高年齢者を有年度までに雇用し、現在、機械して雇用しているか。(法定雇用義務がある場合相し、現在、機械して雇用しているか。) 3)利公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。 ただし、入札公告日までに設定等を受けているものに限る。 ※各者の実績を評価 (代表者及び代表者以外の構成員の実績) ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。ただし、入社公告日までに認定等を受けているものに限る。 ※各者の実績を評価 (代表者及び代表者以外の構成員の実績) ・ 常知の元請又は共同企業体の構成員として、1617活用工事の県内施工業績でおいて、単独の元請又は共同企業体の構成員として、1617活用工事の県内施工業績である名の実績を評価 (代表者及び代表者以外の構成員) 当該工事において、建設・キャリアアップシステムを活用するか。 ・ 共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員) ・ 建設キャリアアップシステムを活用するか。 ・ 共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムを活用するか。 ・ 共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムを登録とている。
過過 〇 障 ① ② ③ 〇 ○ ○ (1)(2)(3)(4)の合計上 実 実害 前前 鹿上上実	25年間における新規学卒者の雇用[代表者] 5年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 25年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 25年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 25年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 25年度までに障害者を雇用している。 25年度島県協力雇用主会等に登録している。 25年度島県協力雇用主会等に登録している。 25年度島のうち、2つ以上の実績あり 25年度日のうち、2つ以上の実績あり 25年度日のうち、いずれかの実績あり 25年度日のうち、いずれかの実績あり 26年度の表別を持ちままでは、25年度の表別を表別である。 25年度によるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 25年度日の方を表別を表別を表別を表別を表別を表別で表別を表別で表別を表別で表別を表別で表別を表別で表別を表別で表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	(0.5 (0.0 大表者] (0.5 (0.3 (0.0 (0.5 (0.3 (0.0	点点点 点 点 点点点	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校、学校教育法に定める中学校、高校、高事、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく込共職業能力開発施設)を平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者をいう。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 現内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 (代表者の実績) (③身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。(法定雇用義務がある情をは、法定雇用率以上雇用) (②6)成以の商本時能を中年度までに雇用し、現在、機能して雇用しているか。(法定雇用義務がある情を用し、現在、機能して雇用しているか。ただし、入札の合当までに應児島県協力雇用主会又はNPO法人 鹿児島県就労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。 (代表者及び代表者以外の構成員の実績) ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。 ※各者の実績を評価 (代表者及び代表者以外の構成員の実績) ウーク・ライア・バランスの取組みを行っているか。ただし、入社公告日までに認定等を受けているものに限る。 ※各者の実績を評価 (代表者及び代表者以外の構成員が構成員として、ICI活用工事の県内施工実績である。) ※各者の実績を評価 (代表者及び代表者以外の構成員の実績) 当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用するか。 ・共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ・共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアフ・システムの登録として、ICIで表者以外の構成員が、建設キャリアアフ・システムの登録をしている。 ・共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設学・サリアアフ・システムの登録をしており、かつ当該立事において、共同企業体の代表者及び代表者以外の考慮をしており、かつ当該立事において、共同企業体の代表者及び代表者以外の考慮としており、かつ当該立事において、共同企業体の代表者及び代表者以外の考慮をしており、かつ当該立事において、共同企業体の代表者の代表者と対外の考慮としており、かつ当該立事において、共同企業体の代表者及び代表者以外の考慮としており、対している。
過過 〇 障 ① ② ③ 〇 ○ ○ (1)(2)(3)(4)の合計上 実 実害 前前 鹿上上実	25年間における新規学卒者の雇用[代表者] 25年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 25年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 25年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 25年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 25年間において。第4年間においる。 25年間において。第4年間においる。 25年間において、第4年間においる。 25年間において、第4年間においる。 25年間において、第4年間にはいいでは、第4年間にはいいでははいいではいいでは、第4年間にはいいでは、第4年間にはいいでは、第4年間にはいいでは、第4年間にはいいでは、第4年間にはいいでは、第4年間にはいいでは、第4年間にはいいでは、第4年間にはいいでは、第4年間にはいいではいいでは、第4年間にはいいでは、第4年間にはいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいい	(0.5 (0.0 (0.5 (0.3 (0.0 (0.5 (0.3 (0.0	点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校、学校教育法に定める中学校、高校、高事、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設)を平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者をいう。 までに卒業した者をいう。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 現内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 (代表者の実績] ()身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用) 2060歳以上の商本告給を可申度までに雇用し、現在、機械して雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用) 2060歳以上の商本告給を対中度までに雇用し、現在、機械して雇用しているか。 (3)礼公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構(一種会員)に登録しているか。 ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。 ※各者の実績を評価 (代表者及び代表者以外の構成員の実績] ワーク・ライフ・パランスの取組みを行っているか。 ただし、入社公告日までに認定等を受けているものに限る。 ※各者の実績を評価 (代表者及び代表者以外の構成員の実績) 「治児島県の発注工事、②康児島県道路公社の発注工事、②常なの構成員を受けているものに限る。 ・※各者の実績を評価 (代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムを活用するか。 ・共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、共同企業体の代表者及び代表者以外の材成員が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かりまないで表者以外の構成員が、建設・カーステムの登録をしており、かりまないでは表者以外の構成員が、建設・カーステムの登録をしており、かりまはないで表者以外の構成員が、建設・カーステムの基礎に対している。 ・共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設・カーステムの登録をしており、カーステムの基本に対して、大同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設・カーステムの選集を整めしている。
過過 〇 障 ① ② ③ 〇 ○ ○ (1)(2)(3)(4)の合計上 実 実害 前前 鹿上上実	25年間における新規学卒者の雇用[代表者] 5年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 25年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 25年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 25年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 25年度までに障害者を雇用している。 25年度島県協力雇用主会等に登録している。 25年度島県協力雇用主会等に登録している。 25年度島のうち、2つ以上の実績あり 25年度日のうち、2つ以上の実績あり 25年度日のうち、いずれかの実績あり 25年度日のうち、いずれかの実績あり 26年度の表別を持ちままでは、25年度の表別を表別である。 25年度によるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 25年度日の方を表別を表別を表別を表別を表別を表別で表別を表別で表別を表別で表別を表別で表別を表別で表別を表別で表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	(0.5 (0.0 大表者] (0.5 (0.3 (0.0 (0.5 (0.3 (0.0	点点点 点 点 点点点	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校、学校教育法に定める中学校、高校、高事、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発院設と平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者をいう。 なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用したものとみなが。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 現内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 (代表者の実績] ①身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用) ②60歳以上の高半齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。 3入礼公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人産児島県就労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。 ただし、入社公告日までに認定等を受けているものに限る。 ※各者の実績を評価 (代表者及び代表者以外の構成員の実績] ワーク・ライフ・パランスの取組みを行っているか。ただし、入社公告日までに認定等を受けているものに限る。 ※各者の実績を評価 (代表者及び代表者以外の構成員の実績) すっただし、入社公告日までに認定等を受けているものに限る。 ※各者の実績を評価 (代表者及び代表者以外の構成員の実績) は別島県道路公社の発法工事 ②施児島県の発注工事 ②施児島県の発注工事において、建設十半リアアップシステムを活用するか。 ・だし、入社公告日までに完成検査を受けているものに限る。 ・洗した実体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ・共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの登録をしている。かり当該工事において、共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キリアフランステムの登録をしている。かり当該工事において、共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キリアフランステムの登録をしており。かつ当該工事において、共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設・サリアフランステムの登録をしており、かつ当該工事において、共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設・サリアフランステムの登録をしており、かつ当該工事において、共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設・サリアフランステムの登録をしており、かつ当該工事において、共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設・サリアフランステムの登録をしており、かつ当該工事において、共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設・サリアフランステムの登録をしており、かつ当該工事において、共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設・サリアフランステムの登録をしており、は、1915年を開発している。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
過過 〇 障 ① ② ③ 〇 ○ ○ (1)(2)(3)(4)の合計上 実 実害 前前 鹿上上実	25年間における新規学卒者の雇用[代表者] 5年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 27年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 27年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 27年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 27年度までに障害者を雇用している。 27年度に高年齢者を雇用している。 27年度に高年齢者を雇用している。 27年度に高年齢者を雇用している。 27年度に高年齢者を雇用している。 27年度に高年齢者を雇用している。 27年度に高年齢者を雇用している。 27年度におりまたので表表のりませた。 27年度に表表のいて表表しいのでは、27年度に表示のでは、27年度に表示のでは、27年度に表示を表現が、27年度に表示を表現が、27年度に表示を表現が、27年度に表示を表現が、27年度に表示を表現が、27年度に表示を表現が、27年度に表示を表現が、27年度に表示を表現が、27年度に表示を表現が、37年度に表示を表現が、37年度に表示を表現が、47年度に表現が、47年度に表示を表現が、47年度に表現を表現が、47年度に表現が、47年度に表現が、47年度に表現が、47年度に表現が、47年度に表現が、47年度に表現が、47年度に表現を表現が、47年度に表現を表現が、47年度に表現を表現が、47年度に表現を表現が、47年度に表現を表現が、47年度に表現を表現を表現が、47年度に表現を表現を表現が、47年度に表現を表現が、47年度に表現を表現を表現を表現が、47年度に表現を表現を表現が、47年度に表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表	(0.5 (0.0 大表者] (0.5 (0.3 (0.0 (0.5 (0.3 (0.0	点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校、学校教育法に定める中学校、高校、高事、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設・平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者をいう。なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用しためとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 現内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 [代表者の実績] ①身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用) 260歳以わの高年齢者を有中度までに雇用し、現在、機械して雇用しているか。(法定雇用兼務がある場合は、法定雇用率以上雇用) 260歳以わの高年齢者を有中度までに雇用し、現在、機械して雇用しているか。 ②別人社会日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。 ただし、入社公告日までに認定等を受けているものに限る。 ※各者の実績を評価 「代表者及び代表者以外の構成員の実績] ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし、入社公告日までに認定等を受けているものに限る。 ※各者の実績を評価 「代表者及び代表者以外の構成員の実績」等を受けているものに限る。 ・ 当時の余誌工事の集内施工実績を評価 「代表者及び代表者以外の構成員の実績」等を受けているものに限る。 ・ 当時企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ・ 当時企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの運用を密約している。 ※企業体として評価 [代表者、代表者以外の構成員又は下請者]
過過 〇 障 ① ② ③ 〇 ○ ○ (1)(2)(3)(4)の合計上 実 実害 前前 鹿上上実	25年間における新規学卒者の雇用[代表者] 5年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 著雇用、高年齢者雇用、又は庭児島県協力雇用主会等に登録[代 前年度までに障害者を雇用している。 前年度までに高年齢者を雇用している。 電児島県協力雇用主会等に登録している。 電児島県協力雇用主会等に登録している。 生記項目のうち、2つ以上の実績あり と記項目のうち、いずれかの実績あり にお取りの方が、である。 アえるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業かつ庭児島県女性活躍推進宣言登録企業 クラスはに又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業かつ庭児島県女性活躍推進宣言登録企業 クラスはほし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外 (2)過去2年間におけるICT活用工事の県内施工実績 「代表者及び代表者以外の構成員」 ・ICT全面活用施工実績 ・ICT部分活用施工実績 ・実績なし (3)当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 「代表者及び代表者以外の構成員」 ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 ・建設キャリアアップシステムへの登録	(0.5 (0.0 大表者] (0.5 (0.3 (0.0 (0.5 (0.3 (0.0	点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校、学校教育法に定める中学校、高校、高事、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設とを平成31年4月1日から令和7年3月31日までに享襲した者をいう。 なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用したものとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 現内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 (代表者の実績] ①身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用) ②60歳以上の高半齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。 3)入礼公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人 鹿児島県航労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。 ただし、入社公告日までに認定等を受けているものに限る。 ※各者の実績を評価 (代表者及び代表者以外の構成員の実績] ウーク・ライフ・パランスの取組みを行っているか。ただし、入社公告日までに認定等を受けているものに限る。 ※各者の実績を評価 (代表者及び代表者以外の構成員) ・ 大だし、入社公告日までに完成検査を受けているものに限る。 ・ 大きし、入社公告日までに完成検査を受けているものに限る。 ・ 大きし、入社公告日までに完成検査を受けているものに限る。 ・ 大きし、入社公告日までに完成検査を受けているものに限る。 ・ 大きし、大きの元銭を評価 (代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムを活用するか。・ 井同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの登録をしてより、かつ当該工事において、大き局企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キリアランステムの登録をしている。 ・ 大同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キリアファンステムの登録をしている。 ・ 大同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キリアファンステムの登録をしてより、かつ当該工事において、大き局企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キリアファンステムの登録をしてより、かつ当該工事において、大き商を割している。 ・ 本日企業体の代表者といの構成員が、建設・サリアファンステムの登録をしている。 ・ 本日企業体の代表者といの構成員が、建設・サリアファンステムの登録をしている。 ・ 本日企業体の代表者といの構成員が、建設・サリアファンステムの登録としている。 ・ 本日企業体の代表者といの構成員ない、登録と許ないの構成員ないの構成員ないの構成員ないの構成員ないの構成員ないの構成員ないの構成員ないの構成員ないの構成員ないの構成員ないの構成員ないの構成員ないの構成員ないの構成員ないの構成員ないの構成員ないの構成員ないの構成員ないの構成者ないの構成員ないましている。 ・ 本日のはいるに対しないのは、 は、日本に対しないのは、 は、日本に対しないのは、 は、日本に対しないのは、 は、日本に対しないのは、 は、日本に対しないのは、 は、日本に対しないのは、 は、 は
通過 O 障 ①②③〇〇〇 (1)(2)(3)(4)の合計上限 実実 前前度上上実 (1)(2)(3)(4)の合計上限	26年間における新規学卒者の雇用[代表者] 5年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 著雇用、高年齢者雇用、又は庭児島県協力雇用主会等に登録[代 前年度までに障害者を雇用している。 前年度までに高年齢者を雇用している。 電児島県協力雇用主会等に登録している。 生記項目のうち、2つ以上の実績あり と記項目のうち、いずれかの実績あり と記項目のうち、いずれかの実績あり に代表者及び代表者以外の構成員] (1) ア又はイである。 ア えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業かつ庭児島県女性活躍推進宣言登録企業 ク ウスはエである。 ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業との一般事業を行動計画 策定・届出企業との一般事業を行動計画 策定・届出企業とは、日本の一般事業を行動計画 策定・届出企業とは、日本の一般事業を行動計画 策定・届出企業とは、日本の一般事業を行動計画 策定・届出企業とは、日本の一般事業を行動計画 策定・届出企業とは、日本の一般事業を行動計画 策定・届出企業とは、日本の一般事業を行動計画 策定・届出企業といるのでは、日本の一般事業を行動計画 策定・届出企業といるのでは、日本の一般事業を行動計画 策定・日本の表に、日本の一般事業を行動計画 策定・日本の表に、日本の一般事業を行動計画 第定・日本の表に、日本の一般事業を行動計画 第定・日本の表に、日本の一般事業を行動計画 第定・日本の表に、日本の一般事業を行動計画 第定・日本の表に、日本の一般事業を行動計画 第定・日本の本の表に、日本の本の表録を表し、日本の表述を表しまして、日本の表述を表しまして、日本の表述を表述を表して、日本の表述を表述を表して、日本の表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表	(0.5 (0.0 大表者] (0.5 (0.3 (0.0 (0.5 (0.3 (0.0	点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校、学校教育法に定める中学校、高校、高事、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発院設を平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者をいう。 なお、令和2年3月に不業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用したものとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 県内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 (代表者の実績) ①身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用) ②60歳以上の高手動者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。 3入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人 虚児島県航労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。 ただし、入札の告日までに認定等を受けているものに限る。 ※各者の実績を評価 (代表者及び代表者以外の構成員の実績) ワーク・ライフ・パランスの取組みを行っているか。 ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。 ※各者の実績を評価 (代表者及び代表者以外の構成員の実績) で、大社の大社の主に記定等を受けているものに限る。 ※各者の実績を評価 (代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムを活用するか。ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 ・共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムを登録を目前によいて、建設キャリアアップシステムを登録をしている。 ・共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ・共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの連接を割けている。 ※企業体として評価 (代表者、代表者以外の構成員又は下請者が、工事内容に該する職種の登録事件が能を活用するか。当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。
通過 O 障 ①②③〇〇〇 (1)(2)(3)(4)の合計上限 実実 前前度上上実 (1)(2)(3)(4)の合計上限	25年間における新規学卒者の雇用[代表者] 5年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して 著雇用、高年齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等に登録[代 前年度までに障害者を雇用している。 前年度までに高年齢者を雇用している。 遠児島県協力雇用主会等に登録している。 造児島県協力雇用主会等に登録している。 上記項目のうち、2つ以上の実績あり 上記項目のうち、いずれかの実績あり 上記項目のうち、いずれかの実績あり (1)ワーク・ライフ・バランスの取組み 「代表者及び代表者以外の構成員] ① ア又はイである。 ア えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。 つ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画 策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウスはエである。 ② たりましてある。 2 に見場のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	(0.5 (0.0 大表者] (0.5 (0.3 (0.0 (0.5 (0.3 (0.0	点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点	会和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校(学校教育法に定める中学校、高校、高事、大学、大学院、専体学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発院設と平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者をいう。 なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用したものとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 現内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 (代表者の実績) ①身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているが、法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用)2号の違以上の高年齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているが、法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用)2号の違以上の高年齢者を前年度までに雇用しているが、とたで、最終して雇用しているが、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで

				過去10年間における国(九州内)又は県の表彰3	54			
配予技術の置定者	(1)または(2)のどち	(1)	0 5点を上	[代表者] ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○ 現在の会社での表彰実績あり ○ 上記以外での表彰実績あり ○ 実績なし 担い手育成加算[代表者] ○配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者 ○配置予定技術者(40歳以上45歳未満) ○加算なし	 [0.5 0.3 0.0 0.3 0.2 0.0	点)	[代表者の配置予定技術者における加算条件] 配置予定技術者が次の①~③又は②~④の条件をすべて満たす場合、上段の表 影実稿に担い子育成加算の評価点を加える。 ① 人札公告日において満46歳未満の者 ② 令和2年4月日以降に吳土木郎(衛工労働水産部漁港漁場課をむ)又は鹿児島県 道路公社が発注する建設工事における同種工事の主任技術者、監理技術者、監 理技術者補佐又は製場代理人の実績のある者
能力	らら							[代表者の配置予定技術者の実績]
	かを選択	(2)	〇 現	定技術者の工事成績評定最高点[代表者] 在の会社での工事成績あり 記以外での工事成績あり	(0.3	点)	佐又は、現場代理人である場合に限る。また、現場代理人である場合は対象工事 に従事した時点で、1級土木施工管理技士又は、2級土木施工管理技士の資格を保 有している場合に限る。
			〇該	当なし	(0.0	点)	①令和3年度の工事で84点以上(令和4年度表彰対象評価点) ②令和4年度の工事で84点以上(令和5年度表彰対象評価点) ③令和5年度の工事で84点以上(令和6年度表彰対象評価点) ※年度は完成検査を行った年度である。
育	前年度	₹のCF	DS(1	級土木施工管理技士)単位取得状況[代表者]				[代表者の配置予定技術者の実績] 1級土木施工管理技士の資格保有者について、令和6年度に(一社)全国土木施工
C	つ推り	吳以上			(1.0	点)	管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)で取得した単位数がどの程度か。
C	つ 推り	吳未満			(0.5	点)	■推奨単位数:20ユニット
	つ なし				(0.0	点)	
地域		事箇所	無[代ā の所右	長者] 三する振興局・支庁管内に営業所(従業員10名以	(1.0	点)	[代表者の実績] 左記箇所に代表者の営業所を有するか。
1. 0点) 上	記以外			(0.0	点)	
승 함						11.0	点	

別表

◇橋梁上部工(PC)(6千万以上 WTO対象未満)

※ C C C ii	※当該 ○表彰	評価項目及び加算点 0年間における国(九州内)又は県の表彰実績 案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。				評価基準 平成27年度から令和7年度において、単独の元請又は共同企業体の構成 員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境
※ C C Si i	※当該 ○表彰					員として, 国土交通省九州地方整備局発注工事, 本県(土木部・農政部・環境
C C C	O表彰	案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。			林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき,優良工事表彰(建築課所管工事	
C Si if	1					除く〉を受けた企業であるか。 ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る(表彰決定通知等を
<u>े</u> जे त		実績2回以上あり	(1.0	点)	含む)。
iù n o)表彰	実績あり	(0.5	点)	
0	つ実績			0.0		
lo	市(九	0年間における九州内での国(九州内)・各県(九州内 州内)・市町村(県内)・特殊法人(九州内)・鹿児島! 馬上部工事(道路橋)の施工実績(当該最大支間長以上	県i			平成27年度から令和6年度までに完成検査を受けた下記①~⑫のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、PC橋上部工事(道路橋)の施工実績を有するか。 ①九州内の国の発注工事 ②鹿児島県の発注工事
) 3件	以上の実績あり	(0.5	点)	⑤大分県の発注工事 ⑥長崎県の発注工事
С	つ 2件	の実績あり	(0.3	点)	⑨九州内の政令市の発注工事 ⑩鹿児島県内の市町村の発注工事
		の実績あり		0.0		※建築関連部局所官発注工事は除く
1	県道路 平均	年間における九州内での国 (九州内)・各県 (九州内) 路公社のPC橋上部工事 (道路橋) の工事成績評定点のよ 点 点以上			D	③福岡県の発注工事
	(工事	点以上83点未満 『成績の平均点ー78)×2.9/5+0.1 N数点以下第2位を切り捨て	(2.9 ~ 0.1	点)	8宮崎県の発注工事
c		点未満又は, 工事実績3件以上無し	(0.0	点)	⑨鹿児島県道路公社の発注工事
紹	経営事	項審査における経営状況				令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項 審査(ただし,審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けてい
C) 900	O点以上	(0.30	点)	ない場合は、直近の経営事項審査)によるY評点(経営状況)は何点か。
C	008 C	0点以上900点未満	(0.25	点)	
企業のL		0点以上800点未満		0.20		
施工		0点以上700点未満		0.15		
		0点以上600点未満		0.10		
6 O占L		0点未満 ・項審査における技術力	(0.00	从/	│ │ 令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項
		00点以上	,	0.20	占 /	審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ ₁ 点(技術職員の数の点数)は何
		00点以上1100点未満		0.15		E to
		0点以上1000点未満	•	0.10		
C	900	0点未満	(0.00	点)	
		(1)ワーク・ライフ・バランスの取組み				ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。
		① ア又はイである。	(0.4	点)	
		ア えるぼし又はくるみんの認定企業				
	<u>^</u>	イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主 行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活 躍推進宣言登録企業				
	2	② ウ又はエである。ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主 行動計画策定・届出企業エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業	(0.2	点)	
		上記以外	(0.0	点)	
	\sim	(2)過去2年間におけるICT活用工事の施工実績	•		/	令和5年度から令和7年度に、完成検査を受けた下記の工事において、単
	4	•ICT全面活用施工実績	(0.4	点)	独の元請又は共同企業体の構成員として, ICT活用工事の施工実績を有するか。 トだし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。
	<u> </u>					TOTAL STATE OF THE
	合	■ICT部分活用施工実績		0.2		■鹿児島県 鹿児島県内市町村 特殊法人の県内発注工事
	計上	■実績なし	(0.0	点)	
	限	(3) 当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事で の建設キャリアアップシステムの運用		0.4	点)	当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用するか。 ①元請者が建設キャリアァフジステムの登録をしている。 ②元請者が、建設キャリアァフジステムの登録をしている。 いて、建設キャリアァフジステムの運用を警約している。
		■建設キャリアアップシステムへの登録		0.2		
		■活用なし (4) ※試工事におは7.86は某些は他者の活用	(0.0	点)	当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。
		(4) 当該工事における登録基幹技能者の活用				
	ᇈ	活用あり	1	0.2	ᆂᆞ	当該工事において、元請者または下請者が、工事内容に該当する職種の名

	+	過去10年間における国(九州内)又は県の表彰実績				平成27年度から令和7年度において,単独の元請又は共同企業体の構成 員として,国土交通省九州地方整備局発注工事,本県(土木部・農政部・環境
	表彰	※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む				林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき,優秀技術者表彰(建築課所管
	実	○ 現在の会社での表彰実績あり	(0.5	点)	発注工事を除く)を受けた技術者であるか。 ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等
	0績	○ 上記以外での表彰実績あり	(0.3		含む)
	5担	○ 実績なし	(0.0	点)	
	点い					配置予定技術者が次の①~③又は②~④の条件をすべて満たす場合、上
	を手 上育	担い手育成加算				段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者
	限成	〇配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者	(0.3	点)	② 令和2年4月1日以降に県土木部(商工労働水産部漁港漁場課をむ)又は 鹿児島県道路公社が発注する建設工事における同種工事の主任技術者,
配置	と加す算	〇配置予定技術者(40歳以上45歳未満)	(0.2	点)	監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が令和2年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受
予定 技術者	りみるの	○加算なし	(0.0	点)	けた工事が対象
の	合	2, C -	·			③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④ 女性技術者である。
能力	計は					
2. 5点	16					なお、表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計はO. 5点を上限とする。
	配置予	定技術者の資格保有				PC技士の資格を保有しているか。
	OPC	支士	(1.0	点)	
	Oなし		(0.0	点)	
	前年度	のCPDS(1級土木施工管理技士)				1級土木施工管理技士の資格保有者について、令和6年度に(一社)全国土
	単位取	得状況				木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)で取得した単位数がどの程度か。
	〇 推り	受以上	(1.0	点)	■推奨単位数: 20ユニット
	〇 推對	超未満	(0.5	点)	证关于证券.2040月
	0 なし	,	(0.0	点)	
	営業所					左記営業所又は工場を有するか。
地域	○県内]に主たる営業所かつ工場あり	(1.0	点)	
貢献度			`			
1.0点	,	に主たる営業所又は工場あり	(8.0	点)	
		1に営業所あり	(0.5	点)	
<u> </u>	〇上記	以外	(0.0	点)	
合 計				9. 5	点	
						7)

別表

◇橋梁上部工(鋼橋)(6千万以上 WTO対象未満)

加茲						/偏采工印工(驯俑)(OT刀以工 WIO对象不何)
		評価項目及び加算点				評価基準
	過去1	O年間における国(九州内)又は県の表彰実績				平成27年度から令和7年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木
	*\ \1\ =\	t 字 H の 3 +1 ハ 生 ロ ナ マ に ま 彰 ナ 巫 は ナ + の + 企 + 、				部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優良工事表彰(建築課所管工事除く)を受けた企業であるか。
		な案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 と中様もは	,	1.0	- ⊨ \	ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る(表彰決定通知等を含む)。
	〇実績	√実績あり 5.たい		0.0		
						平成27年度から令和6年度までに完成検査を受けた下記①~⑫
	(九州	10年間における九州内での国(九州内)・各県(九州内)・ 内) ・市町村 (県内) ・特殊法人 (九州内) ・鹿児島県道路 部工事 (道路橋) の施工実績 (当該最大支間長以上)				のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、鋼橋上部工事(道路橋)の施工実績を有するか。 ①九州内の国の発注工事 ②鹿児島県の発注工事
	〇 3件	+以上の実績あり	(0.5	点)	③福岡県の発注工事 ④熊本県の発注工事 ⑤大分県の発注工事 ⑥長崎県の発注工事 ⑦佐賀県の発注工事
	〇 2件	+の実績あり	(0.3	点)	⑧宮崎県の発注工事
	〇 1件	-の実績あり	(0.0	点)	
		年間における九州内での国(九州内)・各県(九州内)・鹿 はの鋼橋上部工事(道路橋)の工事成績評定点の上位3件0			直	令和2年1月1日から令和6年12月31日までに完成した下記①~ ⑨の銅橋上部工事(道路橋)において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績評定点の、上位3件の平均点は
	O 83	点以上	(3.0	点)	何点か。 ①九州内の国の発注工事 ②鹿児島県の発注工事
	O 78	点以上83点未満		20		③福岡県の発注工事
		阝成績の平均点−78)×2.9/5+0.1 小数点以下第2位を切り捨て	(2.9 ~0.1	点)	⑤大分県の発注工事 ⑥長崎県の発注工事 ⑦佐賀県の発注工事 ⑧宮崎県の発注工事
	O 78	点未満又は, 工事実績3件以上無し	(0.0	点)	③鹿児島県道路公社の発注工事 ※建築関連部局所管発注工事は除く
	経営事	4項審査における経営状況				令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経 営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審
		0点以上				春を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるY評点(経営 状況)は何点か。
		0点以上900点未満		0.25		(大元/16 同 点 // '。
		0点以上800点未満 0点以上700点未満		0.20 0.15		
		0点以上600点未満		0.10		
企業の		0点未満	(0.00	点)	△和F左4日1日から△和F左0日01日の間左宗末甘淮口上土7位
施工能力		事項審査における技術力				令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経 営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審
	-	00点以上				査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ1点(技術職員の数の点数)は何点か。
6. 0点	-	00点以上1100点未満		0.15		
		0点以上1000点未満		0.10		
	0 90	0点未満 (1)ワーク・ライフ・バランスの取組み	(0.00	只)	│ │ ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。
			,	0.4	- ⊾ \	ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。
		① ア又はイである。ア えるぼし又はくるみんの認定企業	(0.4	無)	
		7 えるほし又はくるみんの認定に来イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主 行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活 躍推進宣言登録企業				
	1 0	② ウ又はエである。ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主 行動計画策定・届出企業エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業	(0.2	点)	
)	·上記以外	(0.0	点)	
	3	(2)過去2年間におけるICT活用工事の施工実績				令和5年度から令和7年度に、完成検査を受けた下記の工事におい
) (•ICT全面活用施工実績	(0.4	占~	て、単独の元請又は共同企業体の構成員として、ICT活用工事の施工 実績を有するか。 ナギョットのよりでは徐木を飛げていますのに関す
	4					ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。
	0	•ICT部分活用施工実績		0.2		鹿児島県・鹿児島県内市町村・特殊法人の県内発注工事
	合 計	•実績なし	(0.0	息)	当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用するか。
	上 限	(3) 当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事での	(0.4	早 /	①元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ②元請者が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該 エ事において、建設キャリアップシステムの運用を誓約している。
		建設キャリアアップシステムの運用				
		建設キャリアアップシステムへの登録		0.2		
		・活用なし	(0.0	点)	
	10上	(4)当該工事における登録基幹技能者の活用	,	0.0	Æ∖	当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において、元請者または下請者が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。
	1.0点	・活用あり		0.2		
		- 活用なし	(0.0	点)	

אוית						宿木工の工(岬伯)(OTカ以上 VVIO別家不過)
		過去10年間における国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 〇 現在の会社での表彰実績あり		0.5		平成27年度から令和7年度において、単独の元請又は共同企業体 の構成員として、国土交通台ル州地方整備局発注工事、本県(土木 部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優秀技 術者表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた技術者であるか。 ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る。(表彰決定 通知等含む)
	٤.	〇 上記以外での表彰実績あり		0.3	点)	
	O 1=	〇 実績なし	(0.0	点)	
配置	限成	担い手育成加算 〇配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者		0.3	点)	ある者
予定	るの	〇配置予定技術者(40歳以上45歳未満)	(0.2	点)	※工期の始期が令和2年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象
技術者の	合 計	〇加算なし	(0.0	点)	③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④ 女性技術者である。
能力	は					なお、表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計はO.5点を上限としする。
2. 5点						7 '00 0
	配置予	定技術者の資格保有				1級土木施工管理技士又は技術士(鋼構造物及びコンクリート)の資 格を保有しているか。
	〇1級	土木施工管理技士又は技術士	(1.0	点)	
	Oなし		(0.0	点)	
		EのCPDS(1級土木施工管理技士) 得状況				1級土木施工管理技士の資格保有者について、令和6年度に(一社) 全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)で取得した単位数がどの程度か。 ※工場製作のみが行われている期間に限定した配置予定技術者については、当該評価の対象とせず、現場施工を含む期間の配置予定技
	〇 推對	選以上	(1.0	点)	術者のみの評価を行う。
	〇 推奨	芝未満	(0.5	点)	■推奨単位数:20ユニット
	Ο なし	•	(0.0	点)	
VOICE	営業所	「又は工場の有無				左記営業所又は工場を有するか。
地域 貢献度	〇県内	1に主たる営業所かつ工場あり	(1.0	点)	
具	〇県内]に主たる営業所又は工場あり	(8.0	点)	
1. 0点	〇県内]に営業所あり	(0.5	点)	
	〇上記	以外	(0.0	点)	
合 計			3	9. 5	点	

4 総合評価による落札者の決定

入札価格が予定価格の範囲内で、かつ、失格基準価格以上の価格をもって入札した者で、評価値 が最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

4-1 評価値の算出方法

入札に参加した者に対して標準点を与え、さらに各評価項目について基準に従って評価を行い、 加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除した値を評価値とする。

評価值=技術評価点/入札価格×定数

= (標準点+加算点)/入札価格×(定数:100,000,000) ※小数第4位まで(小数第5位四捨五入)

標準点:入札に参加した者全てに与えられる点数。

鹿児島県道路公社低入札価格調査実施要領(平成30年 8月30日施行)第3条に定める調査基準価格以上の入札価格で入札した者には100点,調査基準価格を下回る入札価格で入札した者には70点を与える。

加算点:提出された技術資料を評価し、点数化したもの。

4-2 加算点の設定

加算点は次のとおりとする。

特別簡易型

1)一般土木工事	(6千万円以上1億3千万円未満)	9.	O点
2)一般土木工事	(1億3千万円以上3億円未満)	9.	5点
3)一般土木工事	(3億円以上WTO対象未満)	11.	O点

4) 橋梁上部工(PC) (6千万円以上WTO対象未満) 9.5点

5) 橋梁上部工(鋼橋) (6千万円以上WTO対象未満) 9.5点

5 その他の留意事項

5-1 評価内容の担保

提出された技術資料のうち落札者決定に反映された事項について、その履行を確保するための措置及び履行できなかった場合の措置について、あらかじめ取り決めておくものとする。

落札者決定に反映された技術資料の内容が履行できなかった場合において、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

また、工事成績評定も減点対象とすることができるものとする。 ただし、天災等やむを得ない事情による場合はこの限りでない。

5-2 情報公開

①入札公告等への明記

手続きの透明性・公平性を確保するため、入札公告等において以下の事項を明記する。

- 総合評価方式による入札であること。
- 技術資料の内容及び提出期限
- 決定者基準に関する事項
- ・総合評価方式入札結果に対する疑義照会に関する事項
- ・評価内容の担保に関する事項
- ・その他総合評価方式に関する事項

②総合評価結果の公表

落札者が決定した場合は、速やかに以下の事項を閲覧により公表する。

- •入札参加者名
- 各入札参加者の技術評価点
- •各入札参加者の入札価格
- 各入札参加者の評価値
- 各入札参加者の技術評価点内訳

(「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」、「地域貢献度」の大きな項目ごとの点数)

③疑義照会への対応

入札参加者は、入札結果を通知された日から起算して7日(当該期間に鹿児島県道路公社の休日が含まれるときは、当該鹿児島県道路公社の休日を除く)以内に、自らの技術評価点について書面により疑義照会を行うことができる。

入札参加者から, 自らの技術評価点(公表した技術評価点内訳の更に詳細な点数)について 書面により疑義照会があった場合は, 契約担当者は, 照会者のみの詳細な技術評価点内訳を 書面により回答する。